



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 セフテック株式会社
代 表 者 代表取締役社長 岡 崎 勇
(コード番号 7464 JASDAQ)
問合せ先責任者 取締役副社長 涌 井 澄 欣
(TEL 03-3811-3188)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

これを踏まえ、当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものであります。

ただし、この定款の一部変更は平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている水準(5 万円以上 50 万円未満)に調整することを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数につきましては、株式併合の割合に応じて、現行の 1,680 万株から 168 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合により減少する株式数

(平成29年3月31日現在)

株式併合前の発行済株式総数	5,000,000株
今回の併合により減少する株式数	4,500,000株
株式併合後の発行済株式総数	500,000株

(注)「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少させるものであります。

変更前の発行可能株式総数	16,800,000株
変更後の発行可能株式総数	1,680,000株

なお、会社法第182条第2項及び第180条第2項第4号の定めに基づき、株式併合の効力発生日に当社定款第5条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数が、現行の16,800,000株から1,680,000株に変更されたものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数(割合)		所有株式数(割合)	
総株主	623名	100.00%	5,000,000株	100.00%
10株未満	90名	14.45%	135株	0.00%
10株以上	533名	85.55%	4,999,865株	100.00%

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことも可能でございますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第60回定時株主総会におきまして、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更し、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものであります。

なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,800,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,680,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数 <u>100株</u> とする。
(新 設)	<u>附則</u> <u>第5条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、本附則は効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年 5月 9日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年 6月29日(予定) |
| (3) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月 1日(予定) |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月 1日(予定) |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成29年10月 1日(予定) |

(ご参考)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

これを踏まえ、当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます)となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日の前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	7,000 株	7 個		700 株	7 個	なし
例②	3,335 株	3 個		333 株	3 個	0.5 株
例③	192 株	なし		19 株	なし	0.2 株
例④	64 株	なし		6 株	なし	0.4 株
例⑤	1 株	なし		なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合(上記の例②、③、④、⑤のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前ご所有株式が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 4. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 5. 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的な手続きについてはお取引されている証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りは可能ですか。

A 6. 株式併合効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記Q 3の例②～④）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的な手続きについてはお取引されている証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 7. 今回の株主併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍となります。

従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 8. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 第 60 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日＊ 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年 9 月 27 日＊ 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日＊ 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数の効力発生日

平成 29 年 11 月＊ 株主様へ株式併合割当通知発送

平成 29 年 12 月＊ 端数株式処分代金の支払開始

＊平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 平日 9 時～17 時(土・日・祝祭日を除く)